

一般財団法人日本看護学教育評価機構

研究員に関する規程

2023年3月10日

規程第42号

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）における評価事業を円滑かつ公正に進めるとともに評価報告書の質の確保を図り、看護学分野別評価の中長期的な発展を支える研究員に関する事項について定める。

(研究員の資格要件)

第2条 研究員となることができる者は、以下の要件の1つ以上を満たすものとする。

- (1) 看護系大学の教授および学部長、学科長などの教育責任者としての経験を有する者であって、常勤の職務を持たない者
- (2) 看護学分野別評価に関する理解、経験がある者
- (3) 機関別評価に関する経験を有する者

(選任)

第3条 研究員の選任は以下の方法によるものとする。

理事、理事経験者および評価員、評価委員経験者、機構担当者を経験した者からの推薦を受けて、本人の了解のもと理事会で決定する。

(人数)

第4条 人数は当分の間、5名までとする。

(任期)

第5条 研究員の任期は4年とする。再任は妨げない。

(報酬)

第6条 研究員の活動に対しては報酬を支払う。報酬は本機構の会計申し合わせによるものとする。

(義務)

第7条 研究員は以下の義務を負う。

- (1) 評価に関する秘密の保持
- (2) 受審校との利益相反の申告

(役割)

第8条 研究員は当分の間、以下の活動を担うものとする。

- (1) 評価チーム形成に係る情報収集
- (2) 評価チームおよび機構担当者の活動の側面支援、必要な場合は実地調査に同行
- (3) 評価委員会へのオブザーバー参加および必要な発言
- (4) 評価報告書（評価委員会案）の洗練
- (5) 評価活動を通じて得られた評価基準の問題点の整理および評価基準検討委員会へのフィードバック
- (6) 評価活動を通じて得られた看護学教育に資する知見の集積および公表
- (7) その他、本機構の諸活動の整備に係る事項

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2023年3月10日に制定し、同日から施行する。